

ジョン・ロールズの「自尊の社会的基盤」の検討

栗村 亜寿香

京都大学大学院 人間・環境学研究科 共生文明学専攻

〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

要旨 本稿は、ジョン・ロールズ（1921-2002）の自尊に関する議論を検討するものである。ロールズは、とりわけ貧困層の自尊心に対する関心から、制度と自尊の関係を体系的に議論した論者として知られている。国内におけるロールズの自尊に関する研究はもともと数が少なく、また英米圏の先行研究を広範に検討したものはまだない。本稿では、それらの先行研究を詳しく検討し、これまで提起されてきた論点およびその変遷を整理したうえで、ロールズの自尊に関する議論を再検討するものである。ロールズの自尊の議論の一つの難点は、彼が複数の自尊の社会的基盤を提示し、それが一括りにするには無理のある異なるレベルの自尊を含んでいる点にある。この点について本稿では、先行研究による自己評価と自己尊重の区分をふまつつも、ロールズの議論の解釈を通じて、そこには四つの異なるレベルの自尊が含まれていることを明らかにする。それと同時に本稿は、ロールズが自尊を区別しなかったことにも一定の理解を示し、複数の社会的基盤が「市民が対等な立場に立ち、互いの生き方を尊重し合うこと」を軸に相互に関連しながら機能しているという見方を示す。このように二つの視点で議論を捉えることによって、ロールズの自尊の議論の全体像はより明瞭に理解されるだろう。

はじめに

本稿の内容

本稿は、ジョン・ロールズ（1921-2002）の「自尊の社会的基盤」（「social bases of self-respect」）について検討するものである。ロールズは、とりわけ貧困層の自尊心に対する関心から、制度と自尊心との関係を体系的に議論した論者として知られている。

分配的正義論において、能力の違いや職業上の地位および所得の格差によって自尊心が脅かされるという問題は広く関心を集めてきた。近年その有望な対応策として、次の方法が提案されている。それは、社会に成功や達成に関する支配的な基準が存在すればそれに到達しない人々の自尊が脅かされるため、そうした基準が多様化されているこ

とによって自尊の喪失を緩和するという方法である¹⁾。筆者もこの方向性には賛同するものの、こうした議論では、基準の多様化がどのように実現するのか、生活水準や生き方が異なる人々の間での蔑みや妬みを伴う比較や反目がいかに回避されるのか——特に社会制度の役割について——は十分に検討されていない。むしろ時に制度の問題ではないという文脈でこの方法が支持される。能力や所得の違いによって人々が自他の優劣を判断し合い、それによって一部の人の自尊が脅かされるのを回避するために、制度はどのような基盤を提供しうるのだろうか。

こうした関心を背景にしながらも、本稿の第一の目的は、自尊の社会的基盤に関するロールズの議論の全体像を改めて検討することにある。国内におけるロールズの自尊に関する研究はもともと数が少なく、また英米圏の先行研究を広く検討し

たものはまだない。本稿では、それらの先行研究を詳しく検討し、これまで提起されてきた論点およびその変遷を整理する。そこで明らかとなるロールズの議論の難点は、彼の提示する自尊の複数の社会的基盤が、いくつかの異なるレベルの自尊を含んでいることにある。この点について本稿では、先行研究による「自己尊重」と「自己評価」という区分をふまえつつも、ロールズの議論をさらに検討することによって、そこには四つの異なるレベルの自尊が含まれていることを明らかにする。他方で、ロールズがこれらを区別せずに論じたことに対しては一定の理解を示すものである。というのも、自尊の複数の社会的基盤は、「市民が対等な立場に立ち、互いの生き方を尊重し合うこと」、その際に「不遇な人々に対しては特別な配慮を示すこと」を中心にして、相互に関連しながら機能していると見ることができるからである。このような二つの視点でロールズの議論を捉えることによって、その議論の全体像はより明瞭に理解されるだろう。

本稿の構成は以下である。第一章ではロールズの自尊に関する先行研究を取り上げ、そこで提起されてきた論点を整理し、研究全体の流れを示す。また、多くの論者によって指摘されてきたロールズによる自己尊重と自己評価の混同という問題を確認し、二つの概念の違いを説明する。第二章では、自尊の社会的基盤のそれぞれを検討していくことによって、そこには四つのレベルの異なる自尊が含まれていること、またそれぞれの社会的基盤が先の点を軸に機能していることを明らかにする。

第一章 先行研究の検討

先行研究の検討に先だって、まずはロールズの自尊の議論の概要——自尊の定義およびなぜ自尊が重要なのかについて——を確認しておく。

『正義論』における自尊の定義

本稿では主として『正義論』[改訂版]における自尊の議論を検討していく²⁾。『正義論』第三部においてロールズは、正義の二原理が他の代替

案よりも、その原理が適用された社会において人々の自尊を支持することを論証している。そこで自尊は、以下の二つの側面から定義される〔以下、TJ 386/訳 578〕³⁾。

- ① 自尊は、自分自身に価値があるという感覚、すなわち己の人生計画は実行するに値するという揺るぎない確信を含む。
- ② 自分の能力の範囲内にある限り、己の意図が実現できるという自己の才能に対する信頼 (confidence) を含意する。

さらに自尊の第一の側面である、自分の人生計画は遂行する価値があるという感覚が支持される状況をロールズは次のように特徴づけている〔TJ 386/訳 578〕。第一に、その計画がアリストテレス的原理⁴⁾をみたすこと、第二に、自らの人格や行いが他者から正しく認識され肯定されていることである。つまり、自らの人生計画や活動が陳腐で退屈なものではなく価値があると感じるためには、その計画が本人のより複雑な能力を要求するものなければならない。また自尊は他者からの評価や賞賛によって支えられ、同時に自尊のある人は他者の成果を歓迎する傾向が高いとされる⁵⁾。なおこうした状況は、優れた能力を持つ一部の人間からなる結社内でしか実現されないわけではなく、誰もがそれぞれの能力や状況に応じた結社内でそうした事態にあずかることができるとロールズは想定している。

なぜ自尊は重要なのか

自尊はまず、各人が人生計画を追求し達成していくにあたって欠かすことのできないものである。自らの能力や人生計画の価値に確信がもてなければ、行いう価値があると思われるものは何もなく、人は無感動とシニシズムに陥ってしまう。よって「原初状態の当事者たちはどんな犠牲を払っても、自尊を損なうような社会的条件を回避したいと願うであろう」〔TJ 386/訳 578〕とロールズは想定する⁶⁾。

他方で自尊は、各人が正義感覚を発達させ維持するための前提条件であり、それゆえ秩序だった

社会の安定性の維持に欠かすことができないものとしても描かれている。従来の研究では自尊のこの側面は見過ごされがちであったが⁷⁾、ロールズは正義感覚の発達、特にその第一段階において自尊が不可欠であり⁸⁾、また、自尊の喪失は妬みへと転化し正義にかなった社会を弱体化させると論じている⁹⁾。

以上から、社会の基礎構造が市民の自尊の社会的基盤を提供する理由は、自尊が各人の善の追求および社会の安定性にとって不可欠であるからだといえよう。

先行研究の検討

ここからロールズの自尊に関する先行研究を検討していく。はじめに、先行研究において長らく論争となってきた、ロールズによる自己尊重 (self-respect) と自己評価 (self-esteem) の混同という問題について確認する。

ロールズによる「自己尊重」と「自己評価」の混同

ロールズは『正義論』において「self-respect」と「self-esteem」を互換的に用いている¹⁰⁾。だが哲学においてこれらが概念的に区別され始めた¹¹⁾こともあり、ロールズが自己尊重 (self-respect) と自己評価 (self-esteem) を区別していないことに対して批判が向けられることになった。ロールズ自身は、これら二つが異なる概念であることを認めており、どちらか一方の用語を適切なものとして選んでおくべきだったとしている [PL 404]¹²⁾ものの、自らの提示する複数の自尊の社会的基盤の各々がどちらを指し示しているのか明確にしようとはしていない。

この混同をいち早く指摘した Thomas の議論、および近年の研究から Doppelt の議論を参照してこの区別を簡単に確認しておく。

Thomas によると自己尊重とは、「私たちが人格 (persons) であるという理由から持つことが正当化される価値についての感覚である」。このような感覚の根拠となるのは人格の道徳的地位であり、さらにその根拠は人格が自己意識の能力をもつ存在であるということに求められる。自尊心を持つ

とは、私たちが道徳的コミュニティにおいて完全な地位をもつ成員であるという確信を持つことだとされる。そこで私たちの自己認識は社会制度から根本的な影響を受けるため、制度が基本的な自由や権利を平等に分配していなければ、上記の確信を保持することはできない、としている [以上, Thomas 1977, 308-10]。対して、私たちは人々が達成したことや彼らの能力 (であると私たちが見なすもの) を理由にしてのみ、彼らを評価することができる。彼あるいは彼女が人格であるという理由でその人を評価するといったことはありえない [Thomas 1977, 303]。Thomas は『正義論』第七章の自尊の定義を参照し、ロールズが議論しているのは自己尊重ではなく自己評価であると主張する。

続いて Doppelt は自己尊重 (self-respect) を、「承認的尊重 (recognition respect)」と「評価的尊重 (appraisal respect)」に区別している¹³⁾。前者はすべての人格が所有する能力の承認に根ざしており、よって人格性それ自体への尊重として特徴づけられる。対して評価的尊重は、個人の特定の功績や徳、能力や達成に対する評価に根ざしている。このように、承認的尊重と評価的尊重は上記の自己尊重と自己評価の区分におおむね対応しているといえる。ただし Doppelt は Thomas と異なり、ロールズの議論を承認的尊重 (自己尊重) として理解すべきだと主張する。それによると、初期の定義が原因でロールズのいう自尊は評価的尊重と見なされてきたが、自尊を承認的尊重として解釈する方がロールズのリベラルな社会観、すなわち社会のすべての成員が互いに基本的な尊重を与えあう正義に適った社会像に合致することから、ロールズの自尊を承認的尊重として解釈し直すことを提案している [以上, Doppelt 2009, 132-4]。

このように、自己尊重 (承認的尊重) は、人格の基本的な能力を理由に各人が等しく享受することが期待され、平等な基本的自由や権利の保障といった制度的基盤と結びつくのに対して、自己評価 (評価的尊重) は様々な基準にてらした能力や功績の評価に基づくものであるとされる。なお次章で筆者が導入する四つの区分もこの二つの概念の区別をふまえたものであり、ここで自己評価と

されるものが (b) (c) に、自己尊重とされるものが (d) に該当する (本稿第二章参照)。

先行研究の流れ：自己評価から自己尊重へ

ロールズの自尊に関する研究は、大まかに次のように分類することができる。まず『正義論』第82節で示される、自由の優先性の論拠の一つとして自尊の議論を検討するもの [Shue 1975]、また所得や能力の格差による貧困層の自尊の喪失に対する関心からロールズの議論を取り上げるもの [Scanlon 2003 (1996); 齋藤 2007]、あるいは自尊の定義やその社会的基盤を細かく検討し、その理論的整合性を問う (そしてここに矛盾を見出しそれがロールズの正義構想全体に及ぶ欠陥であると指摘する) もの [Zaino 1998; Eyal 2005]、近年では彼の自尊の議論を、「意義ある仕事」 [Moriarty 2009] や「安定性」 [Zink 2011] といった新たな視点から検討するもの、などがある。

また、年代からも一定の流れがうかがえる。90年代前後までの研究では、ロールズの自尊の議論は、自らの人生計画に価値があるという確信と己の能力への信頼という定義と、その自尊を支持するのは多様な結社の存在とその内部での他者からの評価であるとする議論が主として取り上げられている [Thomas 1977; Scanlon 2003 (1996), 216-7]。そこで彼のいう自尊はおおむね自己評価として理解されているといえよう。

だが2000年前後からは、結社内部での評価の議論だけでなく、平等な基本的諸自由の保障や正義原理の公共的理解を自尊の社会的基盤とするロールズの議論が注目されはじめた¹⁴⁾。そしてこれに伴って——前者によって支持されるのは自己評価であり、後者によって支持されるのは自己尊重であるという理解の下——ロールズは自己尊重と自己評価を区別せずに論じているとの指摘が多く寄せられることになったのである。なお先に見たように、こうした論者の多くが、ロールズが実際に議論しているのは自己尊重の方である、あるいはそう解釈する方が適切だとしている [Moriarty 2009, 455-6; Doppelt 2009, 132-4; (金 2011, 123-4)]。

とはいえ、自らの人生計画の価値や能力への信

頼としてロールズが定義する自尊は、社会・経済的な地位や所得に大いに影響されるのであって、平等な権利や自由の保障に議論を限定し格差に目を背ける向きを批判する声も根強い¹⁵⁾ [Zaino 1998, 74; Eyal 2005, 208]。こうした、自尊の定義とその社会的基盤との不一致という問題を受け、近年の研究では、その社会的基盤が社会的基本財として適切であるのはどのような自尊なのかについて改めて問い直されている [Doppelt 2009; Eyal 2005]。

ロールズの議論の難点

以上の先行研究から明らかなように、ロールズの自尊の議論の一つの難点は、彼が複数の自尊の社会的基盤を提示し、それが一括りにするには無理のある異なるレベルの自尊を含んでしまっていることにある。この点について本稿では、先の自己尊重と自己評価の区分をふまえつつも、ロールズの議論の解釈を通じて、そこには四つの異なるレベルの自尊が含まれていることを明らかにする。

しかし他方で本稿は、ロールズがこれらを区別せずに論じたことに対しても一定の理解を示すものである¹⁶⁾。この点については次章で、複数の自尊の社会的基盤が、「市民が対等な立場に立ち、互いの生き方を尊重し合うこと」、その際に「不遇な人々に対しては特別な配慮を示すこと」を軸に配置されているという見方を提示する。それぞれの社会的基盤は単独で (ある基盤は自己尊重に、また別の基盤は自己評価に対応するというように) 作動するというよりも、こうした理念のもとに相互に関連しながら機能しているのである。

第二章 ロールズの「自尊の社会的基盤」の検討

自尊の区分

前節で、先行研究では「自己尊重」(self-respect)と「自己評価」(self-esteem)の区分を導入することでロールズの議論を捉え直していたことを確認した。筆者はこの区分をふまえつつも、ロールズの議論からはさらに細かな四つ¹⁷⁾の自尊の区分が読み取れると主張する。

四つのレベルの自尊

- | | |
|--|--|
| (a) 優劣の評価と関わらない、存在の肯定に基づく自尊 …結社内（とりわけ親密圏） | |
| (b) 結社の目的・価値にてらした優劣の比較に基づく自尊 …結社内 | |
| (c) 社会的に価値があるとされる基準（地位・所得など）にてらした優劣の比較に基づく自尊 …結社内外 | |
| (d) 市民間の相互尊重に基づく自尊 …政治社会 | |

(a) は日本語で「自己肯定感」に、(b) (c) は「自信」や「自己評価」に、(d) は「自尊（心）」におおむね対応すると想定できる。なお、先行研究で自己評価とされていたのが (b) (c) に、自己尊重とされていたのが (d) に該当する。

以下では、ロールズが提示するさまざまな自尊の社会的基盤の検討を通じて、その各々がこれら四つのいずれか（一つ以上）の自尊を支持するものとして描かれていることを明らかにする。なお本稿では、これらの区分に言及する場合は、例えば「(a) の自尊（心）」という言い方をし、言及せずに一般的な形で議論するときは「自尊（心）」という語を用いる。

自尊の社会的基盤の整理

では正義の二原理は自尊の社会的基盤をどのように提供するのか。先に述べたようにロールズが示すいくつかの方法は、「市民が対等な立場に立ち、互いの生き方を尊重し合うこと」、その際に「不遇な人々に対しては特別な配慮を示すこと」を軸に展開されていると見ることができる¹⁸⁾。

- (1) 対等な市民としての地位の保障
- (2) 結社での活動と、多様な生き方の尊重
—— 結社の複数性、第一原理が示す多様な生き方の承認、卓越主義的原理の否定
- (3) 不遇な人々への配慮
—— 格差原理による格差それ自体の縮小、格差原理が表明する不遇な人々への配慮、結社の複数性（上位の社会階層の生活との

比較の緩和)

(1) 対等な市民の地位の保障

これまで分配的正義論の文脈において人々の自尊を脅かすものとして指摘されてきたのは、職業上の地位および所得の格差であり、ロールズもこの考えを認めている¹⁹⁾。だが職業上の地位には階層・序列がある以上、すべての人に等しい地位を保証することで彼らの自尊を保護することはできない²⁰⁾。そこでロールズは、自尊を支える最善の方法は、「対等な市民の地位 equal citizenship」をすべての人に保障することだと主張する。

「最善の解決策は、基本的な自由を実際に等しくしうるように割りふること——これが全員に平等な地位を定めてくれる——によって、できる限り自尊という基本財を支えるところにある。その際に同時に、物質的な手段の相対的取り分は下位の地位へと格下げされる。」[TJ 478/訳 716]

なお対等な市民としての地位は、「平等な自由の原理と公正な機会均等の原理とが要求する複数の権利および自由によって定義される」[TJ 82/訳 130] わけだが、ロールズはとりわけ政治的立場の対等性が損なわれることによって自尊が脅かされるとしている²¹⁾。この対等な市民の地位の保障は、先行研究では自己尊重、筆者の区分では (d) の自尊の社会的基盤に該当する。

(2) 結社での活動と、多様な生き方の尊重

自尊の社会的基盤として示されるもののうち、ここでは結社での活動、卓越主義的原理の拒絶、第一原理の公共的な承認について検討する。

『正義論』第 67 節では、最初に引用した自尊の定義に続いて、自尊を支持する状況として、個人により複雑な能力の発達および、結社内部での仲間どうしの肯定的な相互評価をあげている。ここでまずもって議論されている自尊は、結社内の価値や目的にてらして、己の能力・技能の発揮が結社の成員から称賛され評価されることによって得られるものであり、ここに四つの区分の (b) の

レベルにおける自尊を読み取ることができる。ただしロールズは結社の特徴として、厳しい評価にさらされ時には自らの能力の欠如を実感させられる場所——典型的には職場——という側面よりも、自分たちの日々の活動には価値があると会員同士が認め合い、失敗や能力の不足をも補うような絆で結ばれた場所という側面も強調している²²⁾。ここで描かれているのは (a) の自尊であるといえよう²³⁾。

ただし同時にロールズが強調するのは、このような結社内部での自尊が、結社の外にいる人々の態度にも依存するということである。

「したがって必要であるのは、各人が所属しておりかつ当人の目的を追求する努力が仲間たちによって肯定されていることが分かるような、利害関心が共有された共同体が少なくともひとつは各人にとって存在せねばならない、ということに尽きる。そして通例こうした保証は、公共的生活において市民が互いの目的を尊重し、そして各自の自尊もまた支持する仕方自身で自身の政治的な要求を裁定するときはいつでも、じゅうぶん足りている。正義の原理によって維持されるのはまさにこの背景的条件である。原初状態の当事者たちは卓越の原理を採用しない。なぜなら、この基準を拒絶することによって、アリストテレス的原理をみたく（そして正義原理と両立可能である）あらゆる活動の善さを承認する方向性を準備するからである。互いの達成目標を判断する際のこのデモクラシーの精神が、秩序だった社会における自尊の土台になる」[TJ 388/訳 580]

卓越主義的原理を斥け正義の二原理を採用することによって、芸術・科学・文化等に関して設定された卓越の基準に照らして各人の活動を測るのではなく、各人が自分なりの仕方でも能力を発達させながら目的を追求していることを認め合う態度が広まるとされる。結社内部での自尊を支えるのは、このような結社を超えた市民間の尊重なのである。筆者の区分でいえば、(a) や (b) の自尊を

支えるのは、(d) における相互尊重および (c) における敵対的な比較の回避にあるといえよう。

第一原理の公共的承認

このような市民間の尊重は、第一原理の公共的承認によっても支持される。ロールズは、秩序だった社会においては、原理が公共的に承認されており、原理の意味あるいは理念が市民たちに理解され受け入れられていると想定している²⁴⁾。そして、正義の二原理の表現する理念が全員に承認されることがすなわち市民たちの相互尊重、ひいては自尊につながると考えられている。「二原理を公共的に承認したことは人々の自尊に対する強大な支援を提供するし、ひいてはこれが社会的協働の実行性を増強する」[TJ 155/訳 242]、また、「正義構想の望ましい特徴は、それが人々が互いに払う尊重を公共的に表明するはずのものだという点にある」[TJ 155/訳 243] としている。

格差原理は後ほど検討することにして、ここでは第一原理について見てみる。ロールズは次のように述べている。「基本的諸自由を公共的に承認することによって、秩序だった社会の市民たちは、道理的で信頼できるものとして、互いに対する相互尊重を示すだけでなく、すべての市民たちが自らの生き方に付与している価値を承認することも示している」[PL 319]。ここでは、平等な基本的諸自由の保障を規定する第一原理の公共的承認が、各市民の善の構想の価値の承認を含蓄すると想定されているのである²⁵⁾。

(3) 不遇な人々への配慮

以上見てきたように、ロールズが定義する自尊、すなわち自分自身に価値があるという感覚や自らの能力への自信は、結社内部での活動および結社を超えた市民間の相互尊重を保障する制度的基盤によって支持されていた。だが、このような自尊の感覚をもつことがとりわけ困難な人々が存在する。それが貧困層である。彼らは自身の状況や地位を自覚することで、その能力ひいては生き方を劣ったものと見なすことがある [TJ 468/訳 700, 469 訳 702]。こうしたことからロールズは、彼らの自尊の喪失にとりわけ関心を払い、秩序だった

社会におけるその社会的基盤をいくつか示している。それが、格差原理による格差それ自体の縮小、格差原理が表明する不遇な人々への配慮、結社の複数性（上位の社会階層の暮らしとの比較の緩和）である。

格差原理の公共的承認

さきに、秩序だった社会では正義原理の内容や理念が市民に周知であることを確認したが、貧困層の自尊心を支えるにあたっては、格差原理の意味が公知であることが役割を果たすとされている²⁶⁾。格差原理は文言としては、「社会・経済的不平等が、社会の中で最も不利な状況にある成員にとって最大の利益になること」というものであるが、この原理には互恵性²⁷⁾、友愛²⁸⁾、偶然性の利用を控えるといった理念が含意されており [TJ § 17, 29]、これらの理念はいずれも恵まれない他者への配慮を意味しているのである。なかでも本稿では偶然性に着目したい。

ロールズは『正義論』において、最も不利な状況にある人々を所得・富といった基本財を基準に選別する一方で、彼らを運に恵まれない人々としても描き出している。そして同時に、格差原理は「運の恣意性に対処する公正な方法」[TJ 88/訳 138] であり、「より幸運な人々が不利を被った人々を助けるという仕方でのみ便益を得る」こと、あるいは「自然的・社会的偶然を自分のためのみ利用するのを慎む」[TJ 156/訳 243] ことを表明しているとしている。

社会的・経済的に恵まれない人々は、怠け者や無能者の烙印を押されがちであり、それによって自らの価値を低く見積もったり、自らの人生計画の実現は社会的に重要ではないと考えることになる。そこでロールズは、彼らをたまたま環境に恵まれなかったり様々なアクシデントに見舞われたのだと見る視点を提示し、そしてそうした人々の便益を優先させることを格差原理の理念として描き出している²⁹⁾。こうした理念をもつ原理が公共的に合意されていることによって、不遇な人々の自尊の喪失が緩和されると想定されているのである³⁰⁾。なお、このことは職業上の地位や所得の格差による自尊の喪失を回避する役割をもつため、

(c) の自尊に該当するといえよう。

豊かな生活様式の見えにくさ

さて、目的や能力に応じた様々な結社の存在が人々の自尊を支持することについてはすでに見たところであるが、ロールズはこの点をさらに貧困層の自尊の喪失を回避する手立てとしても位置づけている。

『正義論』第 80, 81 節では、秩序だった社会で生じうる妬みは制度を弱体化させるほど激しいものではなく、それゆえ正義原理の再選択を迫ることはないという主張が提示されている。その論拠としてロールズは、格差原理によってそもそも極端な社会的・経済的格差が生じないという点に加え、人々の境遇や能力に合った多様な結社が社会に存在すること——「結社の複数性 plurality of associations」——によって自分とかけ離れた生活を目の当たりにして不遇な人々が不安になる可能性は低くなるという想定を示している [TJ 470/訳 704]。各人が自らの属する結社で安定した生活を日々営み、かつ政治的な問題に関して顔を合わせる場合に対等な市民の地位が保障されているならば、富や地位の高い人々の暮らしぶりはさほど問題にならないということである。なおここから読み取られるのも (c) の自尊である。

結びにかえて

以上のように本稿は、ロールズの自尊の社会的基盤が「市民が対等な立場に立ち、互いの生き方を尊重し合うこと」、その際に「不遇な人々に対しては特別な配慮を示すこと」を軸に展開されていることを示した。そして同時に、そこにはおよそ四つの異なる自尊を読み取ることができると主張した。このような二つの視点を通じて、ロールズの自尊の議論の全体像はより明瞭に理解されるのではないだろうか。以上をふまえつつ、最後に今後の課題として二点記しておきたい。

第一に、結社内部での自尊の成立条件についてである。通常、(a) (b) の結社内部での自尊や承認は教育心理学や社会学あるいは倫理学の議論の対象とされ³¹⁾、分配的正義論では (c) が、法政

治理論では (d) が論じられる³²⁾という分業が成立しているといえる。『正義論』においても、結社的な自尊が論じられるのは善の理論（および正と善の一致問題）が展開される第三部においてであり、またその制度的基盤も社会の基礎構造という大きな枠組みから考察されている。しかしながら、家庭や職場といった結社内での自尊を考察するにあたっては、より細やかな視点も必要である。とりわけ近年拡大する不安的な雇用形態について無視することはできないと思われる。また、なぜ労働が自尊を支持するのかについては様々な見方がある³³⁾、両者の関係についても慎重な精査が求められる。

第二に、先に述べた学問上の分業を超えて、自尊概念それ自体を検討する必要がある。近年の自尊をめぐる議論において次のような指摘がある。それは、結社的な尊重や承認が失われた非正規労働者が排外主義的なナショナリズムに傾倒する³⁴⁾、あるいは白人男性が人種やジェンダーの平等を自尊心の脅威と感じる³⁵⁾といったものである。これらは筆者の自尊の区分では、(a) から (c) の自尊の喪失を経験した者が (d) における自らの市民としての地位に固執し、その地位が広く開かれたものとなることを恐れる現象と見ることができるだろう。ここから窺えるのは、人々がいずれかの自尊の欠如を他のそれで補っているという事態である。

このように、それぞれの自尊の成立条件のさらなる精査が求められると同時に、領域横断的に現状を考察するための概念としての自尊あるいは尊重の検討も必要であると考えられる。そもそも、個人の感覚であるところの自尊が法政治理論において有効な概念であるかどうかということも問われなければならない。以上の点を今後の課題としたい。

註

- 1) たとえば、[Nozick 2013, 245-6/訳 405 頁]、[Scanlon 2003, 216-7]、[橋本 2003, 128]。
- 2) 『政治的リベラリズム』における自尊の議論については後掲註 18 を参照されたい。
- 3) 以下、『正義論』[改訂版]を TJ、『政治的リベラリズム』[拡張版]を PL、『公正としての正義再説』(Rawls, *Justice as Fairness: A Restatement*,

edited by Erin Kelly, Harvard University Press, 2001) を RS と略す。

- 4) ロールズのいうアリストテレスの原理とは、「他の条件が等しいならば、人間は自らの実現された能力（先天的、もしくは訓練によって習得された才能）の行使を楽しみ、そしてこの楽しみはその能力が実現されればされるほど、その組み合わせが複雑になればなるほど増大する。ここでの直観的な考えは、人間はあることにいっそう熟達するようになるにつれて、それをすることを楽しみ、そして同等にうまく行うことができる二つの活動のうち、より複雑で鋭敏な識別力の幅広い範囲を要求する活動の方を好むする、というものとなる」[TJ 374/訳 560]。
- 5) 「私たちの自尊 self-respect は通常、他者が示す尊重 respect に依存している。私たちの努力は、他の人々から尊重されていると感じるのでない限り、私たちの目的が促進するに値するという確信を維持することは不可能ではないまでも難しい」[TJ 155-6/訳 242-3]。「自尊 self-respect が恐らく主要な基本財に位置づけられるだろうとの説明は、次のことを強調しているからだ。すなわち、他者が私をどう評価していると自分たちが思うかは極めて重要だということである」[TJ 477/訳 714-5]。「ある人が自身の生き方は実行するに値すると経験すればするほど、それだけいっそうその人は私たちの達成を歓迎してくれそうである」[TJ 387/訳 579]
- 6) 第三部の議論の一部を先取りして概略した第 29 節「正義の二原理を支持するいくつかの主要な根拠」においても、次のように述べている。「人々が自らの自尊 self-respect を確保することは明らかに合理的である。人々が満足げに自らの善の構想を追求し、その成就を楽しむことができるためには、自分自身に価値があるという感覚を欠かすことができない」[TJ 155/訳 242]。
- 7) [Zink 2011] は、主に自由の優先性の論拠として自尊の議論に着目してきた先行研究の偏りを指摘し、社会の安定性の論拠として自尊の議論を再検討している。
- 8) 後掲註 23 参照。
- 9) ロールズによると、「妬みへの傾向の主要な心理的原因は、無力感と結びついた、己の真価に対する自信 self-confidence の欠如」[TJ 469/訳 701]であり、自尊を傷つけるほど不遇な状況にいる人々は妬みの感情をいざしく可能性があると考えられる。妬みは一定の形態をとると、良好な状態にある人々や正義にかなった制度に対する脅威となるため、ロールズは自らの正義構想が原理選択の再考を促すほどにはこうした感情を喚起しないことを論証している [TJ § 80, 81]。
- 10) とりわけ [TJ 386/訳 577] 以下を参照されたい。なおロールズはこの二つの他に、時に「self-confidence」の語も用いている。
- 11) ロールズに関する先行研究で特に参照されているものとして、S. Darwall, “Two Kinds of Respect”, *Ethics*, Vol. 88, No. 1, 1977, pp. 36-49. また、

- ロールズは「David Sachs のおかげで自己評価 self-esteem と自己尊重 self-respect が異なる概念であることに気付いた」[PL 404] としているが、Sachs による両概念の分析的考察として、D. Sachs, “How to Distinguish Self-Respect from Self-Esteem”, *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 10, No. 4, 1981, pp. 346-60. がある。自己尊重と自己評価の相違については [金 2010, 80, 88] [金 2011, 124] [Zink 2011, 341] も参照されたい。なお、Stanford Encyclopedia of Philosophy (<https://plato.stanford.edu/entries/respect/>, 2017/3/31 閲覧) 上の「Respect」の中の「Self-Respect」によると、哲学上、自尊概念は主として二つに分類される。第一が「承認に基づく自尊 (recognition self-respect)」であり、これは人格としての本性なるものに由来する価値を中心とするもので、自らが単に人格であるという理由で尊厳や道徳的地位をもつという自己理解のもとに生きることと関わる。承認に基づく自尊をもつ人格は、自らがそれによって己を判断することを誓った一定の価値基準をもち、それに従って生きようとする。第二が「評価に基づく自尊 (evaluative self-respect)」であり、これは承認に基づく自尊を形作る規範的な自己像に照らした自己評価に支えられる。つまり先の価値基準に照らして己の性格や行為を反省的に点検し評価することに関わるものである。そこで、self-esteem (自己評価) は評価に基づく自尊 (あるいはより広く self-respect) の同義語として扱われることが多いが、その違いを指摘する論者 (先の Darwall もその一人) もいる。一つの区別の仕方は、評価に基づく自尊が、人の性格や行為を道徳的観点から評価することに関わるのに対して、自己評価は道徳的観点からなされる必要はない、というものである。ちなみに哲学者のなかには、承認に基づく自尊および評価に基づく自尊という上記二つの自尊の基礎には、第三の自尊として、自己についてのより根本的な感覚があると指摘する者もある。この自尊はそもそも個人が現実をいかに評価するかに影響を及ぼすため、これが傷つけられたならば人は自己およびその価値を適切に解釈することができなくなるとされる。この種の自尊については心理学においても言及されている [中間 2016, 16-8].
- 12) 「平等に関するカント的構想」論文においても、社会の基礎構造が「人々の自己尊重 self-respect と自己評価 self-esteem (これらは同じではない) に重要な仕方で影響すると道徳的に期待される」ものであると述べている (Rawls, “A Kantian Conception of Equality”, in *Collected Papers*, 1975, pp. 260). なお Eyal は、用語を統一すれば問題は解決するかのような『政治的リベラリズム』でのロールズの発言を批判し、この点がロールズの理論にとって致命的であると主張する [Eyal 2005, 215].
- 13) もともとこの区分は Darwall (前掲註 11 参照) によるものであり、Doppelt も彼の区分を参照している [Doppelt 2009, 127].
- 14) この変化の理由の一つは、『正義論』では結社の複数性を含む様々な自尊の社会的基盤を論じていたロールズが、『政治的リベラリズム』、とりわけ『公正としての正義 再説』においては、主として基本的諸自由の保障および正義の二原理の公共的な理解を自尊の社会的基盤としていることがあげられよう [PL 318-9] [RS 60/訳 102]. 『政治的リベラリズム』における自尊の議論については後掲註 18 を参照されたい。
- 15) 経済的不平等と自尊の関係を強調し、ロールズに対して批判的な立場をとる先行研究については、[Zink 2011, 331] にまとめて紹介されている。
- 16) ロールズ自身が自尊を区分していない以上、彼にとってはそうした区分が必要なかったと考えることは自然であろう。なお、ジョシュア・コーエンによる結社を中心にした自尊理解も、この立場からのロールズ解釈と読むことができる。コーエンは自己尊重と自己評価の区別をすることなく、自尊 (self-respect) の「結社的条件 (associational conditions)」と「(結社)の条件を支える) 枠組み条件 (framework conditions)」という図式を導入することで複数の自尊の社会的基盤を有機的に捉える方法を示している。コーエンによると、自尊の基盤となる他者からの承認および資源 (所得や富、機会) を私たちにもたらしてくれるのは、まずもって日々の活動の拠点である結社である。この結社内部で自尊の基盤を保障することが「結社条件」である。対して、「枠組み条件」の主眼は、結社条件、すなわち結社での自尊の基盤の保障を確実なものとするべく基本的諸制度の枠組みを整備することにある。たとえば結社の設立・維持を妨げるような政治的障害を取り除くこと、異なる結社間での比較が人々を反目させることのない相互尊重の基盤を提供すること、資源の著しい格差を是正することなどがあげられる [以上、Cohen 1989, 736-8]. 以上のようにコーエンは独自の図式を取り入れることによって、ロールズが提示する複数の自尊の社会的基盤を一つのまとまりある議論として捉えることを試みている。また、自由で平等な市民として社会的協働に参加するという側面からロールズの自尊の議論を描き出す [金 2011] も同様の観点をとるものである。
- 17) これら四つの自尊は、主として他者の肯定的態度や尊重に基づいている。しかしながら、自尊には自らの指針や理想と合致して生きることによって得られる側面もある。ロールズがこのような自尊の側面に言及している箇所としては [TJ 391/訳 586]. なおこの点については、前掲註 11 の自尊概念の分類も参照されたい。
- 18) 本稿は主として『正義論』[改訂版]に基づいて検討しており、そこで提示された複数の自尊の社会的基盤を、市民間の尊重の側面に焦点をあてて描き出している。ただしロールズはもう一

- つ別の自尊の側面についても言及している。それが二つの道徳的能力の行使、すなわち社会的協働の成員としての活動によって支持される自尊であり、これについては『政治的リベラリズム』で明言されている〔以下、PL 318-20〕。そこでロールズは自尊の要素として、『正義論』でも指摘している、① 自らが価値ある人生計画を実行できるという確信に根ざした、自分自身の価値についての揺るぎない感覚に加えて、新たに、② 二つの道徳的能力の発達・行使に根ざした、十分な社会的協働の成員としての自信 self-confidence にも言及している。そして第一の側面が市民間の公共的な尊重を支持する制度的基盤（第一原理の公共的な承認など）と結びつくのに対して、第二の自信は、二つの道徳的能力の行使を保障する基本的諸自由によって支持されるとしている。このような『政治的リベラリズム』における自尊の定義の変更を指摘するものとしては〔Eyal 2005, 201〕を、人々が自由を行使することで育まれる自尊に着目し、格差原理についてもそのための経済的条件として捉える見方を示すものとしては〔金 2010, 88-9〕を参照されたい。
- 19) 「自分自身に価値があるという人々の感覚はある程度、当人の制度上の身分や所得上の取り分に左右されるだろう」〔TJ 478/訳 716〕。「ある人の劣悪な地位は、当人の自尊 self-respect を傷つけるほど際立ったものかもしれない。（中略）なぜなら社会は、基本財における非常に大きな格差を容認しているため、現行の社会状況の下では、そうした差異が自尊 self-esteem の喪失を引き起こさざるをえない」〔TJ 468/訳 700〕。
 - 20) 「たとえばある人が他者からどう評価されるかは、所得・富の分配における当人の相対的な地位に依存していると仮定しよう。この場合、より高い地位を有していることは、大多数の人々よりも多くの物質的資力を有していることを含意する。すべての人が最上位の地位につくことはできず、またある人の身分を向上させることは他の誰かの身分を引き下げることが意味する。（中略）人々は自尊 self-esteem を追求するあまり、互いに反目し合う」〔TJ 478/訳 716〕。
 - 21) 「第一に、これ〔縮減された自由〕を受け入れてしまうと自分たちを不利な状況に置くことになり、当人の政治的立場が弱体化するだろう。そうすることはまた、己の劣位を社会の基礎構造によって規定されたものとして公共的に追認する効果をもつだろう。人々の公共的生活においてこのように従属的な位置づけがなされることは、実際、屈辱的であり、自尊 self-esteem を損なうだろう」〔TJ 477/訳 714-5〕。
 - 22) 「さらに、結社の絆は自尊 self-esteem の第二の側面を強化する。なぜなら、そうした絆は失敗の可能性を低減し、そして不運な出来事が生じたときの自己不信感に対する支えを提供する傾向があるからである」〔TJ 387/訳 580〕。
 - 23) なお (a) の自尊に関しては他にも『正義論』第70節で言及がある。本節では、秩序だった社会における正義感覚の発達の第一段階として、子が親の示す指針に従う「権威の道徳性」が論じられており、ここではまず親が子に対する愛を示すこと、すなわち「自分の人格には価値があるという彼の感覚を肯定すること」、「彼の適格感や自尊 self-esteem を支持すること」が必要であるとされている〔TJ 406/訳 608〕。
 - 24) 原初状態の当事者たちは原理が公知となることを前提にして原理を選択することを要求される〔TJ § 23〕。ただし原理の理念（原理の文言の解釈に関わる）が問題となるのは原理選択後の秩序だった社会においてである。
 - 25) 第一原理のこうした役割を指摘するものとしては、〔齋藤 2007, 110 ; Cohen 1989, 738 ; Eyal 2005, 196〕。
 - 26) 格差原理の意味と自尊の関係が明確に指摘されているのが次の一節である。「私たちは様々な優先権のルールおよびそのカント的解釈や友愛の理念との関連（§ 29, 17）によって表現される格差原理の意味を、心に留めておくだけでよい。公正としての正義のこうした側面の効果は、互惠性原理の作用を増大させる。すでに指摘したように、私たちの善に対するより無条件的な気遣い、偶然性や偶然事の利用を他者がきっぱりと拒絶することを通じて、私たちの自尊 self-esteem が強められるに違いない。」〔TJ 437/訳 653〕
 - 27) 互惠性についてはここでは扱わない。〔齋藤 2007〕、渡辺幹雄『ロールズ正義論再説——その問題と変遷の各論的考察』〔新装版〕、春秋社、2012年、373-84頁、亀本洋『格差原理』、成文堂、2012年、199頁を参照されたい。
 - 28) ロールズによると友愛は、市民間の友情および社会的連帯、社会的な尊重の一定の平等などを表現しているが、そのありのままの意味は、「より状態の悪い他者の便益にならないかぎり、より大きな利益を手にとろうと望まないという考え」〔TJ 90/訳 142〕であり、格差原理はこの考えに対応しているとしている。
 - 29) 『正義論』における不運な人々および格差原理の描かれ方の解釈については、〔栗村 2016, 59-60〕も参照されたい。
 - 30) このような見方は、彼らを不運に見舞われた可哀そうな人々として同情を装って見下したり、あるいはまた彼ら自身がそのような者として自己規定を行う可能性もあるため、必ずしも不運な人々の自尊を支持するとはいえないが、これについては今後検討していきたい。この点については〔齋藤 2007, 110, 117〕も参照されたい。
 - 31) 教育心理学における自尊研究についてはさしあたり〔中間 2016〕を参照されたい。また社会学者の山田昌弘は、家族が従来果たしてきた様々な機能が国家や市場によって代替可能となっている現代社会においても、「自分をかけがえのない個別的存在として承認」してほしいという欲求を満たすのは主として家族であるとしている

- (山田昌弘「家族のオルタナティブは可能か？」
牟田和恵編『家族を超える社会学 新たな生の
基盤を求めて』新曜社, 2009年, 206頁).
- 32) 憲法学においては、差別的処遇を受ける個人の
自尊の毀損について論じられており、以下の文
献ではロールズの自尊についての言及も見られ
る。安西文雄「平等」樋口陽一編『講座・憲法
学 第3巻 権利の保障』日本評論社, 1994,
75-103頁, 巻美矢紀「平等と自由——婚外子
法定相続分差別違憲決定の記念碑的意味」全国
憲法研究会編『日本国憲法の継承と発展』三省
堂, 2015, 368-84頁。
- 33) 例えば、労働によって経済的に自立ができる、
あるいは社会に貢献できるといった理由があり、
この見方をとれば単純労働であっても自尊は支
持されることになる。対して、自己決定の余地
のある複雑で変化に富む仕事を行うことでこそ
自尊は支持されるという見解もある。なお有意
義な仕事と自尊の関係については、さしあたり
[Moriarty 2009] [Nozick 2013, 246-/訳405頁-]
を参照されたい。
- 34) [雨宮・萱野 2008, 61-4].
- 35) [Scanlon 2003, 218].
- (2005) *Political Liberalism: Expanded Edition*, Columbia University Press.
- Scanlon, Thomas. (2003) "The diversity of objections to inequality". *The Difficulty of Tolerance*. Cambridge University Press. (originally in 1996).
- Shue, Henry. (1975) "Liberty and Self-Respect". *Ethics*. Vol. 85, No. 3, pp. 195-203.
- Thomas, Larry L. (1977) "Rawlsian Self-Respect and the Black Consciousness Movement". *The Philosophical Forum*. 9. pp. 303-14.
- Zaino, Jeanne S. (1998) "Self-Respect and Rawlsian Justice". *The Journal of Politics*. Vol. 60, No. 3, pp. 737-53.
- Zink, James R. (2011) "Reconsidering the Role of Self-Respect in Rawls's A Theory of Justice". *The Journal of Politics*. Vol. 73, No. 2, pp. 331-44.
- 雨宮処凛・萱野稔人 (2008) 『「生きづらさ」について 貧困, アイデンティティ, ナショナリズム』光文社
- 金慧 (2010) 「みずからを尊重するということ——カントとロールズにおける自己尊重と自己評価——」『思想』No. 1033
- (2011) 「自律と所有：自己尊重の社会的基盤をめぐる」須賀晃一・齋藤純一編『政治経済学の規範理論』勁草書房
- 栗村亜寿香 (2016) 「ロールズ『正義論』における「偶然性」概念の考察」『社会システム研究』第19号
- 齋藤純一 (2007) 「排除に抗する社会統合の構想——ロールズとハーバーマスにおける相互承認をめぐる——」日本政治学会編『年報政治学 2007-II』木鐸社
- (2017) 『不平等を考える——政治理論入門』筑摩書房
- 塩野谷祐一 (2004) 「ロールズの正義論と福祉国家」塩野谷祐一他編『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 中間玲子編 (2016) 『自尊感情の心理学 理解を深める「取扱説明書」』金子書房
- 橋本祐子 (2003) 「福祉国家と平等主義——批判的考察——」『同志社法学』55巻1号

参考文献

- Cohen, Joshua. (1989) "Democratic Equality". *Ethics*, Vol. 99, No. 4, pp. 727-51.
- Doppelt, Gerald. (2009) "The Place of Self-Respect in a Theory of Justice". *Inquiry*. Vol. 52, No. 2, pp. 127-54.
- Eyal, Nir (2005) "Perhaps the most important primary good": self-respect and Rawls's principles of justice". *Politics, Philosophy&Economics*. 4 (2), pp. 195-219.
- Moriarty, Jeffrey. (2009) "Rawls, Self-Respect, and the Opportunity for Meaningful Work". *Social Theory and Practice*. Jul ; 35, 3, pp. 441-59.
- Nozick, Robert. (2013) *Anarchy, state and utopia with a new foreword by Thomas Nagel*. New York : Basic Books. (嶋津格訳 (1992) 『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社)
- Rawls, John. (1999) *A Theory of Justice*, Revised ed., Cambridge : Harvard University Press. (川本隆史ほか訳 (2010) 『正義論』[改訂版] 紀伊國屋書店)

An Examination of John Rawls's 'Social Bases of Self-Respect'

Asuka KURIMURA

Graduate School of Human and Environmental Studies,
Kyoto University, Kyoto 606-8501 Japan

Summary This paper is to examine an argument of self-respect by John Rawls (1921–2002). He is well-known for framing his discussions within the systematic problems of social institutions while paying note to poor classes' loss of self-respect. However there are few domestic research analyses of Rawls's concept of self-respect. This paper reexamines Rawls's discussion of self-respect, investigating previous studies in English-speaking countries in detail and elucidating disputed points. One difficulty of Rawls's discussions of self-respect is that he shows more than one social base of self-respect which entail self-respect of different, distinct levels. Referring to the distinction of *self-respect* and *self-esteem* which many critics point out, I argue that in Rawls's discussions there are four different levels of self-respect. Meanwhile, to some extent I have grasped why he didn't distinguish these. For multiple correlated social bases function upon the axis of the idea that "citizens should be equal and respect one-another's way of life". In this way, through two points of view, the entire structure of his discussion concerning self-respect should be understood more clearly.